

2010年(平成22年)9月13日

TAC株式会社

代理人弁護士 亀岡弘敬 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 嶽



〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL: 078-361-7234

FAX: 078-361-7228

URL: <http://hyogocnet.com>

[連絡先]

かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL: 078-361-9494

FAX: 078-361-9493

再申入書

貴職より本年8月24日付内容証明郵便による回答書を受けました。

貴職の回答書によれば、貴社は、検討を進められた結果、受講契約の解約に関する規約を、平成22年8月1日より、受講生側の個人的な理由を含めて解約に応じる内容に変更されたとのことですので、その点は評価いたします。

しかしながら、貴職の回答書によれば、上記変更については貴社のホームページに変更規約を掲載する等の方法により、現在及び将来の受講生に告知をしているとされているのみで、それ以上の措置については特に記載されていません。

貴社のホームページを確認いたしましたところ、「申込方法」の欄の末尾近くに小さく「TAC申込規約」と表示されている箇所をクリックすると、細かい字で改訂後の規約が掲載されているにすぎません。このような掲載態様は、約款を細かく読む者が極めて少ない現実に照らすと、貴社が規約を改定されたことについて、受講生や受講申込者に周知されたとは到底言い難いと言わざるを得ません。のみならず、貴社の改定規約は文言上も平成22年8月1日施行とされているのみであり、同日以降に受講契約を締結する受講生だけでなく、既に受講契約を締結済みで受講契約が継続している受講生にも遡及して適用されるのか否か、不明確であるばかりか、むしろ遡及効は無いと解釈せざるを得ないものに

なっています。

また、案内場所において貴社のパンフレットを確認しましたが、改訂前の申込規約が記載されたものがそのまま陳列・配付されています。これはいったいどういうことなのでしょうか。

つきましては、第一に、貴社の改定規約を、既に受講契約を締結済みで受講契約が継続している受講生にも遡及して適用することを、明記されることを求めます。第二に、貴社において、改定規約の遡及適用の点も含めて関係者に周知徹底を実効的に行うために、貴社が規約を改定された事実とその内容およびその遡及適用について、貴社のホームページ上に一覧性のあるわかりやすい掲載をされるほか、受講契約継続中の者全員に対して、改定規約の内容およびその遡及適用について明記したうえでEメールもしくはメールアドレス不明者には書面を個別に郵送される措置をとられることを求めます。第三に、改訂前の申込規約の内容が記載されたパンフレットその他の書類を、すべて即刻回収されるか、改定内容を記載した書面を挟み込む等の処置をとられるよう求めます。従前の申入書でも記載しましたように、株式会社法学館は当NPO法人に対して同趣旨の約束をされており、法的に重大な問題のある規約を然るべく改定された場合にとる措置としては当然であると考えます。

加えて、当NPO法人は、貴社の規約改定の経緯にかんがみ、貴社に対し、株式会社法学館と同様に、解約条項については、今後も受講開始の前後を問わず、受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定および遡及適用について受講契約継続中の者に個別に知らせること等の措置をとられること等を内容とする和解を締結される意思がないかどうか、重ねて申し入れをさせていただきます。

もし貴社において当NPO法人の申し入れに応じた誠実な対応をとられない場合は、遺憾ながら、当NPO法人として貴社に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を行わざるを得ませんので、その点も付言いたします。

あわせて、本再申入書に対して、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にて再度明確なご回答をいただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本再申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

以上